平成２４年（フ）第２２５号
埼玉県坂戸市伊豆の山町10番地　11―506
債務者　田中千栄子
1　決定年月日時　平成24年４月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月６日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第６号
千葉県香取市森戸279番地、住民票上の住所
千葉県香取市片野411番地　市営住宅Ｂ―201
債務者　田中　信二
1　決定年月日時　平成24年４月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月６日まで
千葉地方裁判所佐原支部

平成２３年（フ）第３５７７号
札幌市東区北36条東１丁目５番２号
債務者　坂本美恵子
1　決定年月日時　平成24年４月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月７日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第３５７８号
札幌市東区北36条東１丁目５番２号
債務者　坂本　　翔
1　決定年月日時　平成24年４月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月７日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第３５９０号
札幌市南区川沿６条２丁目２番60―503号
債務者　清水　梨絵（旧姓佐々木）
1　決定年月日時　平成24年４月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月７日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第３２９号
札幌市手稲区西宮の沢３条２丁目７番６号
債務者　谷　　有佳（旧姓柏木）
1　決定年月日時　平成24年４月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月７日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第３４７号
札幌市白石区北郷５条10丁目２番７号
債務者　北村　宣夫
1　決定年月日時　平成24年４月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月７日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第３８１号
札幌市手稲区金山２条２丁目５番11号
債務者　菅野　博美
1　決定年月日時　平成24年４月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月７日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第３９０号
札幌市北区麻生町４丁目７番６号　サンホームＭＳみのしまＡ25号
債務者　福島　哲夫
1　決定年月日時　平成24年４月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月７日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第４３２号
北海道江別市萌えぎ野西25番地の13
債務者　菅野　順子
1　決定年月日時　平成24年４月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月７日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第４５１号
北海道恵庭市戸磯365番地１
債務者　藤島みちる
1　決定年月日時　平成24年４月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月７日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第５２２号
札幌市東区中沼西５条２丁目７番３号　ビレッヂ中沼102号
債務者　木林　弘幸
1　決定年月日時　平成24年４月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月７日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第５２６号
札幌市東区北20条東15丁目１番20号　ワコウＡ202号
債務者　西垣恵美子（旧姓佐々木・吉田）
1　決定年月日時　平成24年４月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月７日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第５４２号
札幌市厚別区上野幌３条１丁目１番５―707号
債務者　齊藤　真実（旧姓川上）
1　決定年月日時　平成24年４月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月７日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第５４９号
札幌市東区北21条東18丁目２番12―306号
債務者　佐々木弘明
1　決定年月日時　平成24年４月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月７日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第５８１号
札幌市厚別区もみじ台東３丁目１番17―506号
債務者　有馬　照江
1　決定年月日時　平成24年４月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月７日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第５８９号
札幌市北区太平12条４丁目８番11号
債務者　永井　隆秀
1　決定年月日時　平成24年４月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月７日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第６０４号
札幌市厚別区厚別南２丁目６番32号　コーポプランタン102号
債務者　牧野　寿子（旧姓新谷）
1　決定年月日時　平成24年４月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月７日まで
札幌地方裁判所民事第４部